

(解禁日)

○テレビ・ラジオ・インターネット  
2月14日(水) 会見開始時

○新聞

2月15日(木) 朝刊以降

## 水道事業会計・工業用水道事業会計

# 『令和6年度予算の概要』

水 道 局

# 目 次

## 令和6年度予算の概要 (水道事業・工業用水道事業)

1 予算編成方針	-----	2
2 財政規模	-----	3
3 業務の予定量	-----	3
(1)水道事業	-----	3
(2)工業用水道事業	-----	3
4 令和6年度 水道局重点施策	-----	4
5 水道事業会計予算の概要	-----	16
(1)収益的収支	-----	16
(2)資本的収支	-----	17
6 工業用水道事業会計予算の概要	-----	18
(1)収益的収支	-----	18
(2)資本的収支	-----	19
7 関連議案	-----	20

# 令和6年度 予算編成方針

## 1. 現在の経営状況

水道事業においては、節水型社会の進展や人口減少等の影響もあり、給水収益は減少の一途を辿っている状況である。

事業の根幹である給水収益の減少が見込まれる一方で、老朽化した施設が大量に更新時期を迎えていることから安定給水のための投資財源の確保が大きな課題となっており、加えて世界的な物価高騰・燃料価格高騰などもあることから、経営環境はこれまでも増して厳しくなっている。

工業用水道事業についても、老朽化した施設の更新に伴う減価償却費の増加や物価高騰・燃料価格高騰の影響により収支の悪化が見込まれる中、市内受水企業への安定給水を維持していくためには、長期的な安定経営に努める必要がある。

## 2. 予算編成の考え方

厳しい経営状況に対応し、安全で良質な水を将来に渡って安定的に供給し続けるため、水道事業においては、平成9年度以来27年ぶりの料金改定と、平成24年度以来12年ぶりの企業債発行を行い、増大する更新需要に対応可能な投資財源を確保していく。

投資財源の確保のもと安定給水に必要な水道施設の更新についてペースアップを図るとともに、施設や設備の適切なメンテナンスによる施設の長寿命化・水需要の減少を踏まえた施設のダウンサイジングによる効率的な更新投資の実施、DXの推進等によるさらなるお客様サービスの向上・経営の効率化に取り組む。

それにより、健全かつ安定した水道事業経営を確立し、市民の大切な財産である水道施設を次の世代へ継承し、安全安心な水を安定供給し続ける使命を果たしていく。

## 2 財 政 規 模

(単位 千円)

区 分	令 和 6 年 度 予 定	令 和 5 年 度 予 算	比 較 増 ▲ 減	伸 び 率 ( % )
財 政 規 模	61,817,440	60,726,112	1,091,328	1.8
水 道 事 業	59,049,529	58,021,223	1,028,306	1.8
収 益 的 支 出	35,655,016	35,134,090	520,926	1.5
資 本 的 支 出	23,394,513	22,887,133	507,380	2.2
工 業 用 水 道 事 業	2,767,911	2,704,889	63,022	2.3
収 益 的 支 出	1,777,934	1,850,845	▲ 72,911	▲ 3.9
資 本 的 支 出	989,977	854,044	135,933	15.9

## 3 業 務 の 予 定 量

### (1) 水 道 事 業

区 分	令 和 6 年 度 予 定	令 和 5 年 度 予 算	比 較 増 ▲ 減	伸 び 率 ( % )
給 水 量	167,798 千m <sup>3</sup> /年	167,551 千m <sup>3</sup> /年	247 千m <sup>3</sup> /年	0.1
給 水 戸 ( 箇 所 ) 数	826,638 戸(箇所)	822,666 戸(箇所)	3,972 戸(箇所)	0.5

### (2) 工 業 用 水 道 事 業

区 分	令 和 6 年 度 予 定	令 和 5 年 度 予 算	比 較 増 ▲ 減	伸 び 率 ( % )
給 水 量	15,594 千m <sup>3</sup> /年	15,647 千m <sup>3</sup> /年	▲ 53 千m <sup>3</sup> /年	▲ 0.3
一 日 平 均 契 約 水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	93,192 m <sup>3</sup> /日	92,920 m <sup>3</sup> /日	272 m <sup>3</sup> /日	0.3
給 水 工 場 数 ( 年 度 末 )	73 工場	73 工場	0 工場	0

## 4. 令和6年度 水道局重点施策

### 1. 健全かつ安定した水道事業経営の確立

増大する更新需要に対応するため投資財源を確保するとともに、DXの推進等によりさらなるお客様サービスの向上・効率的な経営に取り組みます。

#### (1) 水道料金の改定

本市水道事業の今後の経営は、人口減少に伴う給水収益の減少、物価高騰による維持管理費の増加、施設の老朽化による更新需要の増加等により、非常に厳しくなる見込みです。

このような状況を踏まえ、「今後の水道事業経営」について神戸市上下水道事業審議会で1年間の審議が行われ、令和5年12月27日に答申を受け取りました。

「収支の改善が必要であること、現行料金水準では計画的な施設更新が困難であることから、料金改定が必要である」という答申の内容を踏まえ、「蛇口からいつでも水が飲める水道システムを次の世代に継承」することを目指し、安定した水道事業経営を実現するため、令和6年10月1日から水道料金を改定します。

項目	内容
改定時期	R6.10.1施行〔R6.12.1検針分から新料金適用〕
改定率	14.2%〔令和6年度：約13億円増（※R6.12～R7.3の4カ月分）〕 ⇒1年間あたり約41億円増（287億円→328億円）
料金体系	・基本水量の引下げ〔月10m <sup>3</sup> ⇒月5m <sup>3</sup> 〕 ・水量区分の新設〔一般用・業務用の使用水量区分を統一〕 ⇒一般用に「31～60m <sup>3</sup> 」の区分、業務用に「～20m <sup>3</sup> 」の区分を設定 ・基本料金の増〔水道メーター口径に応じて増〕 ⇒例：口径20mm 1カ月80円の増（880円→960円） ・従量料金の増〔使用水量区分ごとに10～35円/m <sup>3</sup> の増〕
備考	・基本料金の割合増（現状33.6%→改定後34.3%） ・逡増度の見直し（現状4.1→改定後3.9）

## (2) 水道事業の広報 9百万円

健全かつ安定した水道事業経営を行うには、利用者のご理解とご協力が不可欠であるため、水道事業の特性や現状と課題、今後の水道事業経営、料金の改定などについて、わかりやすい広報に取り組んでいきます。

特に料金改定の必要性については、十分な周知期間を設け、丁寧に広報に取り組みます。各区での市民説明会の開催や、広報紙K O B E、水道局ホームページ、SNS、検針票裏面等の多様な媒体を活用して、多くの市民の方にご理解いただけるよう、情報発信を行います。

広報紙K O B Eより抜き出してお読みください。

いつでも蛇口から水が飲める水道を続けていくために

# 水道料金のあり方を検討しています

古くなった水道管が増えています

2021年の中央区における漏水事故  
©産経新聞社

今後も安全安心な水を安定的にお届けするために、水道管をはじめとする多くの水道施設を計画的に更新していく必要があります。物価高騰の影響もあり、**更新費用は増えていきます。**

水道事業は水道料金で運営されていますが、人口減少や水の使い方の変化により、**料金収入は減少**していきます。

**水道事業を取り巻く経営環境は厳しく、現行料金のままで経営することは難しい見通しです。**

どうして料金のあり方の検討が必要なのか、次のページより詳しく解説します。

広報紙 K O B E (令和 5 年 11 月号)

### 第4話 大変だよ! 配水管更新

その前に、約4,800キロって言ったけど神戸からどこくらいまでの距離がわかる?

んー、神戸から沖縄くらい?

その**約3倍!** じつは神戸からシンガポールくらいまであるんだよ

約4,800km

シンガポール

神戸

ながすぎ!!

1960~1980年代に人口が増えたことで、水道を広げる必要があったんだ

半分ぐらいが**40年以上前**の管なんや!

約2,200km

約4,800km

これから、その時代にうめられた大量の配水管を**新しい管にとりかえるタイミングがくるんだ**

とりかえないとどうなるん?

水道局ホームページ  
(一滴ちゃんの水道教室)

### (3) 効率的な更新投資の実施

#### ①水道施設のダウンサイジング (⇒ 詳細P11)

配水管の更新・耐震化にあたっては、水需要の減少を勘案し、安定供給が確保できる範囲で、配水管のダウンサイジング(管口径の縮小・適正化)を実施し、更新費用を安価にするとともに、水質の確保に取り組みます。

また、送水トンネルや配水池・ポンプ場といったそのほかの水道施設についても、今後の更新にあわせ、施設規模の適正化や一部施設の廃止統合を検討していきます。



#### ②施設の予防保全による長寿命化 (⇒ 詳細P12)

##### (i) 配水池等内面防水工事

配水池や浄水池などの耐久性や水密性を維持するため、適切な点検のもと、損傷や劣化が進行する前に補修や防水塗装の更新等の予防保全に取り組みます。

##### (ii) 水管橋及び橋梁添架管の点検及び塗装

令和5年3月に厚生労働省にて改訂されたガイドライン(水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン)に新たに水管橋の点検基準が設けられたことに伴い、水管橋の異状箇所の早期発見と事故の予防を目的として、点検を強化します。

また、点検結果を活用し塗装の更新等の予防保全を適切に行うことによって水管橋の長寿命化を図ります。(令和6年度の点検予定橋数 約150橋)

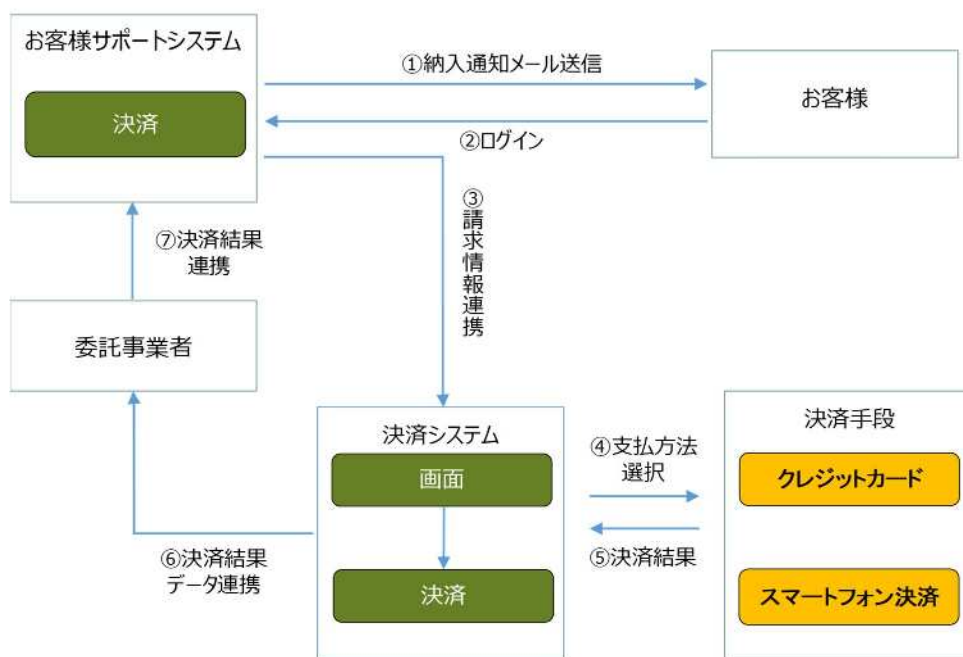
## (4) さらなるお客様サービスの向上 101 百万円

### ①水道料金における Web 決済の導入 32 百万円

新たに水道料金における Web 決済システムを導入します。現在、納付書払いのお客様が、いつでもどこでもスマートフォンを利用して様々な支払方法を選択できるようになり利便性が向上します。併せて、納付書の送付に替えてメールでの通知とすることで、収納経費の削減、ペーパーレスの推進、郵送事故等による紛失防止など、効率的な事務執行と情報セキュリティの向上を実現します。

(令和7年度運用開始予定)

(参考) Web 決済の流れ



### ②AI 自動音声応答システムを活用した給水相談電話対応業務 6 百万円

事業者等からの問い合わせ電話に対して AI が自動応答するシステムを導入します。ボタンプッシュ式ではなく、自由な発話から問い合わせ内容を認識し回答することで、給水相談の効率化を図り、事業者等へのサービス向上を図ります。





### ③給水装置工事審査への AI 導入

#### (i)AI 図面審査アプリケーション構築 39 百万円

給水装置工事審査における審査精度の向上と審査基準の統一化、作業効率の向上による審査期間の短縮につなげるため、AI を活用した図面審査アプリケーションを構築します。令和 5 年度は、必要事項の記載漏れの確認等、職員による審査をサポートする業務改善用アプリケーションの構築を進めました。

令和 6 年度は、図面に必要事項が記入できているか申請者自身が事前確認できる AI 図面審査アプリケーションを Web 上で利用できるようにし、不備による再申請の防止など申請者の利便性向上を推進します。

#### (ii)図面作成アプリケーション構築 24 百万円

申請者の図面作成の利便性の向上や審査期間短縮を図るため、神戸市の審査基準に沿った給水装置工事図面の作図を支援するアプリケーションを構築します。



#### (ii)図面作成アプリケーション

##### 申請者向け

令和 6 年 委託業務  
令和 7 年 運用開始

#### (i)AI図面審査アプリケーション

##### 申請者向け

令和 6 年 委託業務  
令和 7 年 運用開始

##### 職員向け

令和 5 年 委託業務  
令和 6 年 運用開始

## (5) 経営の効率化 258 百万円

### ① 管路情報管理システムの再構築 40 百万円

平成 28 年度から稼働している現行システムを更新し、近年の PC や基本ソフトウェアの性能向上や急速に進化する ICT 技術に対応した省力的で高機能なシステムを構築し、業務の効率化を図ります。

※管路情報管理システム：地図情報上に、埋設されている水道管の位置や管種、口径、布設時期などの情報を搭載し、市内全域の膨大な配水管網の情報を一元的に管理するシステム。市民・事業者が道路上の水道管の位置などを把握したい場合にもご利用いただいている。

#### 再構築スケジュール(予定)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現行システム	稼働				並行稼働
次期システム	仕様検討	調達準備	システム開発	データ移行	本格稼働

### ② 財務会計システムの再構築 191 百万円

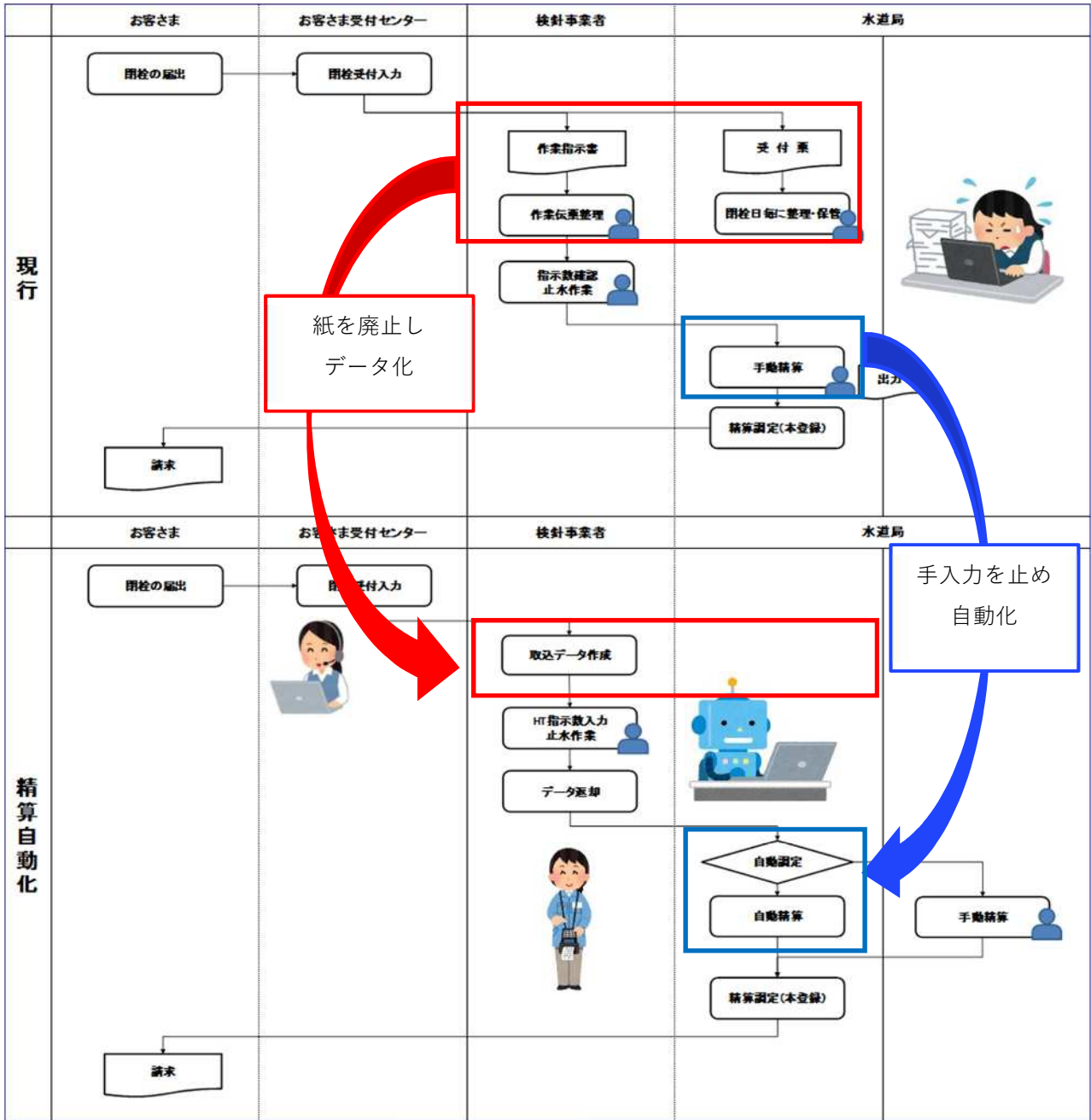
財務会計システムは稼働開始から約 20 年が経過しており、この間の度重なる機能追加により、システム機能が複雑化し、維持管理が困難なことからコストがかかるようになっていきます。

業務の流れに沿った画面構成やエラーチェック機能による作業ミス軽減、帳票の自動作成や、情報セキュリティの強化、ペーパーレス・ハンコレス化（電子決裁機能）による業務の効率化を目指します。

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
次期システム	開発 ▲ R5年10月：開発キックオフ						
			▲ R7年4月：全機能稼働開始 ▲ R6年10月：予算機能のみ稼働開始				
現行システム		運用	▲ R7年4~7月：決算機能のみ稼働				

### ③転居に伴う水道料金精算業務の自動化 27百万円

転居に伴う閉栓時の料金精算業務については、検針事業者が現地で紙に記録した数値を職員がシステムへ手入力しています。ハンディターミナルの導入により、ペーパーレスを実現し、システムへの自動入力を可能にすることで業務の効率化を図ります。



## 2. 水道システムの次世代への継承

市民の財産である水道施設の着実な更新・ペースアップを図るとともに、施設や設備の適切なメンテナンスによる施設の長寿命化に取り組み、安全安心な水を供給し続けます。

### (1) 配水管の更新・耐震化 7,730 百万円



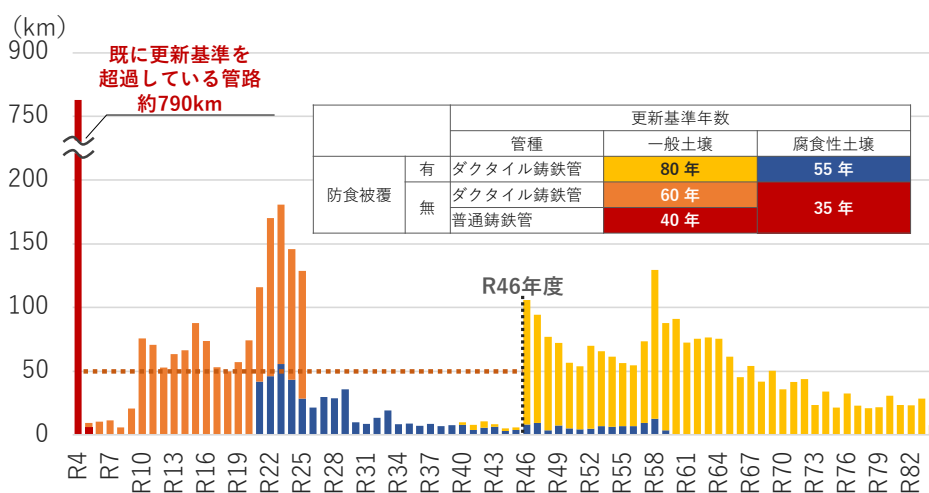
高度経済成長期に布設し経年劣化した大量の配水管の更新・耐震化を進めるため、令和9年度までに、現在の年間40km相当の更新延長から50km相当へとペースアップを進めます。

その中で、耐震化を効果的に推進するため、防災拠点に至るルート of 配水管や、事故時の影響が大きい配水池の根元にある配水管の更新・耐震化を、優先的に実施していきます。

なお、更新・耐震化にあたっては水需要の減少を勘案し、安定供給が確保できる範囲において、配水管のダウンサイジングを実施するなど、配水管網の再構築を行い、更新費用が安価となる取り組みも実施していきます。

#### 更新基準年数ごとの配水管延長

将来の更新需要を把握して、計画的に管路更新を実施していきます。



配水管の総延長は約4,883km（令和4年度末現在）

## (2) 施設の予防保全による長寿命化

### ①配水池等内面防水工事 828 百万円（うち修繕引当金充当 457 百万円）

配水池や浄水池などの耐久性や水密性を維持するため、適切な点検のもと、損傷や劣化が進行する前に補修や防水塗装の更新等の予防保全に取り組みます。

（令和 6 年度配水池等内面防水工事：6 施設）



配水池の内面

### ②水管橋及び橋梁添架管の点検及び塗装 108 百万円

令和 5 年 3 月に厚生労働省にて改訂されたガイドライン（水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン）に新たに水管橋の点検基準が設けられたことに伴い、水管橋の異状箇所の早期発見と事故の予防を目的として、点検を強化します。

また、点検結果を活用し塗装の更新等の予防保全を適切に行うことによって水管橋の長寿命化を図ります。

（令和 6 年度の点検予定橋数 約 150 橋）



上：台船による点検

下：橋梁点検車による点検

### ③管路の漏水調査 49 百万円

突発的な漏水事故による断水や道路陥没の発生を防止するため、管路の重要度や経過年数に応じた頻度で定期的に漏水調査を行います。

（令和 6 年度の漏水調査予定延長 約 1,300km）

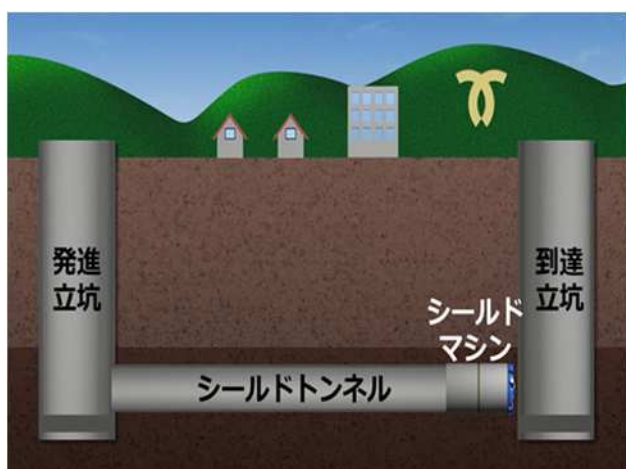
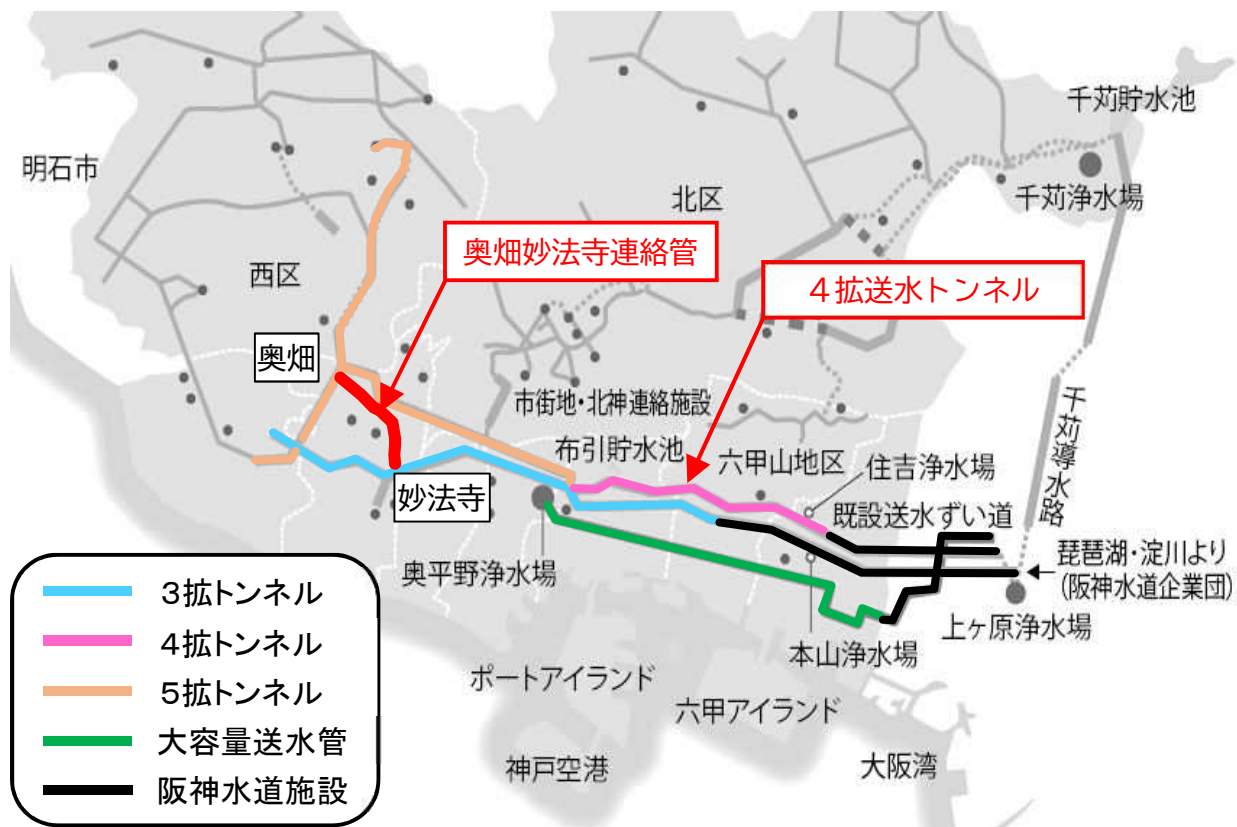


漏水調査の様子

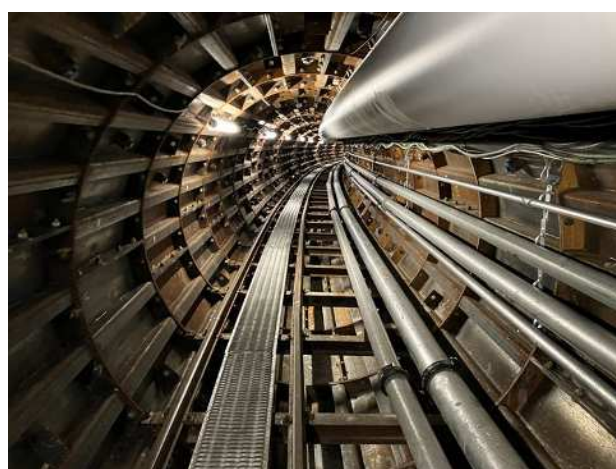
**(3) 奥畑妙法寺連絡管整備事業 1,170 百万円 (総事業費 8,700 百万円)**

市街地の西部地域では、災害時や施設更新時に2本の送水トンネル(3 拡トンネル、5 拡トンネル)間で相互に水をバックアップできるよう、令和2年度から連絡管の整備を進めています。現在はシールドマシンによるトンネル工事を行っており、トンネル完成後は内部に送水管を挿入していきます。

(令和9年度完成予定)



シールド工事のイメージ



工事中のシールドトンネル

#### (4) 4 拡送水トンネルの更生 160 百万円

---

昭和 39 年に供用を開始した 4 拡送水トンネルは、阪神水道企業団から供給される水を市内へ送水する重要な基幹施設であり、経年劣化や震災による影響も懸念されることから、計画的な更生工事を行います。令和 4 年 9 月に送水を停止し、現在は送水管挿入によるトンネル更生工事の設計を進めています。(令和 12 年度完成予定)



4 拡送水トンネル内部の状況

## (5) 上ヶ原浄水場再整備 2,011 百万円 (総事業費 18,200 百万円)

上ヶ原浄水場は千苧貯水池を水源とし、浄水処理された水を送水トンネルにより市内へ供給しています。水源から送水トンネルに至るまで、高低差を活かした自然流下で送水が可能のため、ポンプ設備が途中に必要な阪神水道系と比べて送水効率や送水安定性が高く、平常時・災害時ともに本市にとって重要な浄水場です。

大正6年度に供用を開始しましたが、経年劣化が進んでいることから、令和元年度より再整備事業を進めています。事業手法には、整備コストの削減や効率的な施設運用が期待できるPFIを導入しています。

(施設完成：令和8年7月予定、運転管理委託：令和8年8月から15年間の予定)



浄水場の完成イメージ



## 5 水道事業会計予算の概要

(1) 収益的収支

(単位 千円)

区 分	令和6年度 予 定 額	令和5年度 当 初 予 算 額	比 較 増 ▲ 減	伸 び 率 (%)	説 明
<b>水道事業収益</b>	<b>39,073,348</b>	<b>37,989,915</b>	<b>1,083,433</b>	<b>2.9</b>	
給 水 収 益	33,206,959	31,841,333	1,365,626	4.3	水道料金収入
他 会 計 負 担 金	1,369,051	1,315,809	53,242	4.0	下水道使用料徴収負担金等
受 託 工 事 収 益	129,326	252,620	▲ 123,294	▲ 48.8	給水装置の新設及び修繕等の工事受託による収入
一 般 会 計 繰 入 金 等	30,339	31,660	▲ 1,321	▲ 4.2	阪神水道企業団に繰出すための一般会計繰入金、児童手当に係る一般会計補助金等
分 担 金	413,889	465,333	▲ 51,444	▲ 11.1	給水装置の新設、増径に伴う分担金
基 金 繰 入 金	200,000	200,000	0	0.0	基金からの繰入金
長 期 前 受 金 戻 入	2,952,434	3,015,603	▲ 63,169	▲ 2.1	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
特 別 利 益	228,171	281,303	▲ 53,132	▲ 18.9	阪神水道企業団からの返還金等
そ の 他 収 入	543,179	586,254	▲ 43,075	▲ 7.3	施設使用料、不用品売却収益等
<b>水道事業費用</b>	<b>35,655,016</b>	<b>35,134,090</b>	<b>520,926</b>	<b>1.5</b>	
人 件 費 ・ 賃 金	4,092,325	4,082,374	9,951	0.2	
受 水 費	12,160,928	11,803,489	357,439	3.0	阪神水道企業団及び兵庫県水道用水供給事業に対する受水に要する費用
阪 神 水 道 企 業 団	11,232,425	10,846,338	386,087	3.6	
兵 庫 県 水 道 用 水 供 給 事 業	928,503	957,151	▲ 28,648	▲ 3.0	
動 力 費	1,527,225	1,879,269	▲ 352,044	▲ 18.7	浄水・送水等に要する動力費
物 件 費 (賃金・動力費除く)	5,557,082	5,059,452	497,630	9.8	施設の維持管理、料金徴収、その他業務に要する諸費用
減 価 償 却 費	10,993,936	10,731,072	262,864	2.4	固定資産に対する減価償却費
資 産 減 耗 費	538,550	825,456	▲ 286,906	▲ 34.8	固定資産の除却損及びたな卸資産の減耗費
支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	413,792	379,556	34,236	9.0	企業債利息
繰 出 金	6,984	8,788	▲ 1,804	▲ 20.5	阪神水道企業団に対する繰出金
特 別 損 失	13,927	14,367	▲ 440	▲ 3.1	水道料金の更正減額等
そ の 他 支 出	350,267	350,267	0	0.0	消費税及び地方消費税納付額等
差 引	3,418,332	2,855,825	562,507	19.7	
消 費 税 調 整 額	▲ 1,070,323	▲ 981,197	▲ 89,126	▲ 9.1	
純 損 益	2,348,009	1,874,628	473,381	25.3	
純 損 益 (長期前受金戻入除く)	▲ 604,425	▲ 1,140,975	536,550	47.0	

## (2) 資本的収支

(単位 千円)

区 分	令和6年度 予定額	令和5年度 当初予算額	比較増▲減	伸び率(%)	説 明
<b>資 本 的 収 入</b>	<b>11,490,647</b>	<b>5,080,088</b>	<b>6,410,559</b>	<b>126.2</b>	
固定資産売却代金	0	755,194	▲ 755,194	皆減	
企 業 債	6,800,000	0	6,800,000	皆増	
工 事 負 担 金	903,940	1,001,444	▲ 97,504	▲ 9.7	団地給水に伴う工事負担金、配水管移設工事負担金等
国 庫 補 助 金	447,581	481,537	▲ 33,956	▲ 7.1	水道施設整備事業等に充当する国庫補助金
一 般 会 計 繰 入 金 等	455,529	601,939	▲ 146,410	▲ 24.3	
基 金 収 入	23,289	70,000	▲ 46,711	▲ 66.7	基金運用益
基 金 繰 入 金	2,548,917	2,165,217	383,700	17.7	建設改良費に充当する基金繰入金
貸 付 金 返 還 金	14,373	4,757	9,616	202.1	融資制度預託金返還金
雑 収 入	297,018	0	297,018	皆増	阪神水道企業団からの返還金
<b>資 本 的 支 出</b>	<b>23,394,513</b>	<b>22,887,133</b>	<b>507,380</b>	<b>2.2</b>	
建 設 改 良 費	21,182,982	20,930,360	252,622	1.2	
基 幹 施 設 整 備 工 事 費	7,806,444	8,238,180	▲ 431,736	▲ 5.2	基幹施設の整備工事費
配 水 管 整 備 工 事 費	9,223,965	9,570,262	▲ 346,297	▲ 3.6	配水管の新設、取替及び移設工事費等
開 発 団 地 等 施 設 工 事 費	373,465	493,760	▲ 120,295	▲ 24.4	開発者負担による団地の配水施設工事費
建 物 改 良 工 事 費	209,359	75,015	134,344	179.1	建物の改良工事費
貯 浄 配 水 施 設 改 良 工 事 費	2,610,043	1,785,908	824,135	46.1	貯水場、浄水場及び配水場等の施設改良工事費等
固 定 資 産 費	959,706	767,235	192,471	25.1	メーター等購入費
企 業 債 償 還 金	1,767,674	1,773,009	▲ 5,335	▲ 0.3	企業債償還金
投 資 ( 基 金 積 立 )	23,289	70,000	▲ 46,711	▲ 66.7	水道事業基金造成費
そ の 他 支 出	420,568	113,764	306,804	269.7	一般会計に対する繰出金等
<b>差 引</b>	<b>▲ 11,903,866</b>	<b>▲ 17,807,045</b>	<b>5,903,179</b>	<b>33.2</b>	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,903,866千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

## 6 工業用水道事業会計予算の概要

(1) 収益的収支

(単位 千円)

区 分	令和6年度 予 定 額	令和5年度 当初予算額	比較増▲減	伸 び 率 ( % )	説 明
<b>工業用水道事業収益</b>	<b>1,772,296</b>	<b>1,797,737</b>	<b>▲ 25,441</b>	<b>▲ 1.4</b>	
給 水 収 益	1,594,609	1,595,976	▲ 1,367	▲ 0.1	工業用水道料金収入
受 託 工 事 収 益	18,772	24,210	▲ 5,438	▲ 22.5	給水管引込工事受託等による収入
長 期 前 受 金 戻 入	108,141	122,921	▲ 14,780	▲ 12.0	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
そ の 他 収 入	50,774	54,630	▲ 3,856	▲ 7.1	西宮市からの共同施設維持分担金等
<b>工業用水道事業費</b>	<b>1,777,934</b>	<b>1,850,845</b>	<b>▲ 72,911</b>	<b>▲ 3.9</b>	
人 件 費	218,654	196,424	22,230	11.3	
動 力 費	200,816	254,430	▲ 53,614	▲ 21.1	浄水・送水等に要する動力費
物 件 費 ( 動 力 費 除 く )	488,224	477,737	10,487	2.2	工業用水道施設の維持管理に要する諸費用等
減 価 償 却 費	691,856	696,829	▲ 4,973	▲ 0.7	固定資産の減価償却費
資 産 減 耗 費	2,707	87,649	▲ 84,942	▲ 96.9	固定資産の除却損
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	53,485	57,920	▲ 4,435	▲ 7.7	企業債利息及び企業債取扱諸費
特 別 損 失	110	100	10	10.0	
そ の 他 支 出	122,082	79,756	42,326	53.1	工事等に伴う上水補給にかかる費用及び消費税及び地方消費税納付額等
<b>差 引</b>	<b>▲ 5,638</b>	<b>▲ 53,108</b>	<b>47,470</b>	<b>▲ 89.4</b>	
消 費 税 調 整 額	▲ 45,705	▲ 46,213	508	1.1	
<b>純 損 益</b>	<b>▲ 51,343</b>	<b>▲ 99,321</b>	<b>47,978</b>	<b>▲ 48.3</b>	
<b>純 損 益 (長期前受金戻入除く)</b>	<b>▲ 159,484</b>	<b>▲ 222,242</b>	<b>62,758</b>	<b>28.2</b>	

## (2) 資本的収支

(単位 千円)

区 分	令和6年度 予 定 額	令和5年度 当初予算額	比較増▲減	伸 び 率 ( % )	説 明
<b>資 本 的 収 入</b>	<b>687,440</b>	<b>131,716</b>	<b>555,724</b>	<b>421.9</b>	
企 業 債	460,000	120,000	340,000	283.3	工業用水道施設整備事業に充当する 企業債
工 事 負 担 金	5,500	5,500	0	0.0	配水管移設等工事負担金
国 庫 補 助 金	67,500	6,000	61,500	1,025.0	工業用水道施設整備事業に充当する 国庫補助金
減 量 負 担 金	154,440	0	154,440	皆増	撤退企業からの減量負担金
一 般 会 計 補 助 金	0	216	▲ 216	皆減	
<b>資 本 的 支 出</b>	<b>989,977</b>	<b>854,044</b>	<b>135,933</b>	<b>15.9</b>	
建 設 改 良 費	738,874	603,352	135,522	22.5	取水、浄水及び配水施設の新設及び 改良工事費等
償 還 金	221,103	220,692	411	0.2	企業債償還元金
そ の 他 支 出	30,000	30,000	-	-	
<b>差 引</b>	<b>▲ 302,537</b>	<b>▲ 722,328</b>	<b>419,791</b>	<b>58.1</b>	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額302,537千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

## 7. 関連議案

### 第 31号 議案

神戸市水道条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和39年 3 月 条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(料金)			(料金)		
第12条 [略]			第12条 [略]		
2 基本料金は、次の表のとおりとする。			2 基本料金は、次の表のとおりとする。		
メーターの口径	基本料金（1戸又は1箇所当たり1月につき）		メーターの口径	基本料金（1戸又は1箇所当たり1月につき）	
20ミリメートル以下	使用水量5立方メートルまで	960円	20ミリメートル以下	使用水量10立方メートルまで	880円
25ミリメートル		2,200円	25ミリメートル		1,700円
40ミリメートル		6,200円	40ミリメートル		4,500円

100ミリメートル		12,100円
75ミリメートル		30,800円
50ミリメートル		61,300円
150ミリメートル		151,500円
200ミリメートル		338,900円

100ミリメートル		8,800円
75ミリメートル		21,700円
50ミリメートル		41,000円
150ミリメートル		106,000円
200ミリメートル		212,000円

3 前項の規定にかかわらず、共用家事用（共用かつ家事用の用途をいう。以下同じ。）として給水を受ける場合の基本料金は、1戸又は1箇所当たり1月につき使用水量5立方メートルまで630円とする。

3 前項の規定にかかわらず、共用家事用（共用かつ家事用の用途をいう。以下同じ。）として給水を受ける場合の基本料金は、1戸又は1箇所当たり1月につき使用水量10立方メートルまで590円とする。

4 従量料金は、次の表のとおりとする。ただし、口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合において、使用水量5立方メートルを超え10立方メートルまでの部分の水量に係る従量料金は、1立方メートルにつき10円とする。

4 従量料金は、次の表のとおりとする。ただし、口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合は、使用水量10立方メートルを超える部分の水量に係る料金を当該従量料金とする。

用途	使用水量の区分 (1戸又は1箇所 当たり1月につ き)	従量料金 (1立方メ ートルにつ き)

用途	使用水量の区分 (1戸又は1箇所 当たり1月につ き)	従量料金 (1立方メ ートルにつ き)

一般用	20立方メートルまでの分（口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合にあつては、10立方メートルを超え20立方メートルまでの分）	165円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	180円
	30立方メートルを超え60立方メートルまでの分	225円
	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	245円
	100立方メートルを超える分	285円
業務用	20立方メートルまでの分（口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合にあつては、10立方メートル	190円

一般用	20立方メートルまでの分	145円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	155円
	30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	215円
	100立方メートルを超える分	250円
業務用	30立方メートルまでの分	180円

	ルを超え20立方メートルまでの分)	
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	205円
	30立方メートルを超え60立方メートルまでの分	260円
	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	295円
	100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	325円
	300立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	365円
	1,000立方メートルを超える分	395円
公衆浴場用	1立方メートル以上の分(口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合にあっては、10立方メートルを超える分)	[略]

	30立方メートルを超え60立方メートルまでの分	230円
	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	265円
	100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	290円
	300立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	330円
	1,000立方メートルを超える分	360円
公衆浴場用	1立方メートル以上の分	[略]



共用	5立方メートルを	90円
家事	を超える分（口径20	
用	ミリメートル以下	
	のメーターにより	
	給水を受ける場合	
	にあつては、10立	
	方メートルを超え	
	る分)	

5 [略]

(特別給水の料金)

第13条 前条の規定にかかわらず、消火栓（メーターが設置されているものを除く。）により公共の消防用以外の用のため給水を行つた場合又は給水装置を用いない方法で給水を行つた場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき450円以下で管理者の定める金額と当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(特別な場合における料金の計算等)

第16条 [略]

共用	10立方メートルを	80円
家事	を超える分	
用		

5 [略]

(遅収料金)

第12条の2 前条により算定された料金を管理者の指定する期日を過ぎた日以降に納入する場合は、当該料金の100分の5を加算する。

(特別給水の料金)

第13条 第12条の規定にかかわらず、消火栓（メーターが設置されているものを除く。）により公共の消防用以外の用のため給水を行つた場合又は給水装置を用いない方法で給水を行つた場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき415円以下で管理者の定める金額と当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(特別な場合における料金の計算等)

第16条 [略]

2、3 [略]

4 検針期間（定例日の翌日から翌定例日までの期間をいう。以下同じ。）  
の中途において給水を開始又は廃止  
した場合における料金は、第12条の  
規定にかかわらず、次に掲げる方法  
により算定する。この場合において、  
次の各号の規定による計算の結果に  
おける水量又は金額に1立方メート  
ル又は1円未満の端数があるとき  
は、これを切り捨てるものとする。

(1) 月数及び使用水量は、次に定め  
るところによる。

ア 月数

使用日数31日ごとに1月とし、  
1月に満たない端数が生じたとき  
は、これを1月とする。

イ 使用水量

使用水量を使用日数で除して得  
た数に換算使用日数（アの月数に  
31を乗じて得た日数をいう。以下  
同じ。）を乗じた水量

(2) 基本料金及び従量料金は、前号  
アに定める月数に同号イに定める  
使用水量を使用したものとして、第  
12条に定めるところにより算定す  
る。

(3) 料金は、前号の規定により算定

2、3 [略]

4 月の中途において給水を開始し、  
又は廃止したときの料金は、1月分  
として計算する。

した基本料金と従量料金の合計額を日割り(使用日数を換算使用日数で除して得た割合を乗じることをいう。以下同じ。)した額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

(4) 前号の規定にかかわらず、検針期間の中途において給水を廃止した場合であって、第2号の規定により算定した基本料金と従量料金の合計額を日割りした額が200円を超えないときは、これを200円とみなして、前号の規定により料金を算定する。

5 管理者は、前項の規定により料金を算定することが適当でないとき、これによらないことができる。

6 [略]

(構造及び材質)

第24条 [略]

(給水管及び給水用具等の指定)

第24条の2 管理者は、災害その他の事由による給水装置の損傷を防止

5 [略]

(構造及び材質)

第24条 [略]

2 管理者は、必要があると認めるときは、給水装置について、その構造及び材質を指定することができる。

し、及び給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具（これを保護するための附属用具を含む。）について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事業  
者に対し、配水管に給水管を取り  
付ける工事及び当該取付口からメ  
ーターまでの給水装置工事に関する工  
法、工期その他の工事上の条件を指  
示することができる。

（メーターの設置及び保管）

第25条 [略]

2 メーターを設置する位置は、管理  
者が定める。

3、4 [略]

（固定費負担金の金額の算定）

第31条の9 [略]

2 固定費負担金の金額は、第1号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものから第2号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものを控除し、これに100分

（メーターの設置及び保管）

第25条 [略]

2、3 [略]

（固定費負担金の金額の算定）

第31条の9 [略]

2 固定費負担金の金額は、第1号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものから第2号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものを控除し、これに100分

の110を乗じて得た金額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 次の表の左欄及び中欄の区分に応じ、同表の右欄に定める金額

用途	水量の区分（1戸又は1箇所当たり2月につき）	金額（1立方メートルにつき）
一般 用	40立方メートルまでの分	140円
	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	150円
	60立方メートルを超え120立方メートルまでの分	190円
	120立方メートルを超え200立方メートルまでの分	210円
	200立方メートルを超える分	245円
業 務 用	40立方メートルまでの分	160円
	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	175円

の110を乗じて得た金額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 次の表の左欄及び中欄の区分に応じ、同表の右欄に定める金額

用途	水量の区分（1戸又は1箇所当たり2月につき）	金額（1立方メートルにつき）
一般 用	40立方メートルまでの分	125円
	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	130円
	60立方メートルを超え200立方メートルまでの分	185円
	200立方メートルを超える分	215円
業 務 用	60立方メートルまでの分	155円

	60立方メートルを 超え120立方メー トルまでの分	<u>220円</u>
	120立方メートルを 超え200立方メー トルまでの分	<u>250円</u>
	200立方メートルを 超え600立方メー トルまでの分	<u>275円</u>
	600立方メートルを 超え2,000立方メー トルまでの分	<u>310円</u>
	2,000立方メートル を超える分	<u>335円</u>
[略]	[略]	[略]
共 用 家 事 用	10立方メートルを 超える分	<u>75円</u>
備考	[略]	

3 [略]

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) [略]

(2) 第25条第3項の規定に違反した者

(3)～(5) [略]

	60立方メートルを 超え120立方メー トルまでの分	<u>195円</u>
	120立方メートルを 超え200立方メー トルまでの分	<u>230円</u>
	200立方メートルを 超え600立方メー トルまでの分	<u>250円</u>
	600立方メートルを 超え2,000立方メー トルまでの分	<u>285円</u>
	2,000立方メートル を超える分	<u>310円</u>
[略]	[略]	[略]
共 用 家 事 用	20立方メートルを 超える分	<u>65円</u>
備考	[略]	

3 [略]

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) [略]

(2) 第25条第2項の規定に違反した者

(3)～(5) [略]

2 [略]

2 [略]

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第16条第4項の改正規定は、令和7年2月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市水道条例（以下「新条例」という。）第12条、第13条及び第31条の9の規定は、令和6年12月1日以後に決定又は認定する使用水量に係る水道料金について適用し、同日前に決定又は認定する使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 令和6年10月1日前に遅収料金が生じた場合におけるその遅収料金を生ずべき水道料金に係る遅収料金の率については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第16条第4項の規定は、令和7年2月1日以後に決定又は認定する使用水量に係る水道料金について適用し、同日前に決定又は認定する使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

#### 理 由

水道料金を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。